

「岐阜県子どもの読書活動推進計画(第五次)(案)」に対する意見募集結果(一般)

募集期間：令和6年12月20日(金)～令和7年1月18日(土) 30日間

募集方法：郵送、メール、FAX

意見人数：1名

該当箇所		
<p>1 本との出会いの提供 ◆学校等における活動の推進 (1) 学校図書館担当事務職員(学校司書)の配置と研修の充実 (5) 校内環境整備</p> <p>2 楽しみながら進める読書の習慣化 ◆学校等における活動の推進 (2) 読書指導計画の見直し (3) 校内図書委員会活動の活性化</p>		
番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
1	<p>本校では現在、公立図書館の図書館司書が週1、2日在勤しており、図書主任と連携しながら図書館運営を行っています。とはいえ日中は相談する時間も取れず、司書の勤務時間の関係もあり、密に連携をとっているとは言いづらい状況です。何年間か図書主任として学校図書館の運営に携わってきましたが、普段の業務に加えて図書館を運営していくのは非常に難しいと感じています。だからこそすべての学校に一人ずつ、常勤の学校司書の配置を希望します。</p> <p>子どもたちにとって本は日常にあるものです。朝読書の実施や開かれた学校図書館の存在が読書を身近にしています。ただ本校でも計画の中にあっただデータと同じく、不読率に頭を悩ませています。自分から読書に向かわない生徒をどうしていくかが現在の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の学校司書の配置や、図書主任と学校司書の連携による図書館運営について、設置者である市町村教育委員会と課題の共有に努めます。 ・岐阜県図書館・総合教育センターが毎年開催している「学校図書館職員対象研修会」は岐阜県内の学校図書館職員のみではなく、公共図書館や公民館図書館等の職員も対象としております。今後も実務に役立つ知識・技能が身につくような研修の充実に努めます。

課題です。その解決につながるのが、図書館専任の担当者の存在だと思えます。

本校では本の購入と司書コーナーの設置は司書に任せており、その他の業務は図書主任と生徒の図書委員が行っています。蔵書冊数は規定を満たしており、「知の宝庫」としては機能していると思えますが、「安らぎの場所」としての整備はまだ不十分です。

県から方針が出ても、人員と時間がなければ負担が大きく達成は難しいです。図書館運営に毎日時間が割ける職員がいれば図書館の環境整備は大きく進むと考えます。また、公立の図書館から出向している学校司書が直接生徒への指導・援助ができるように役割を拡充し、研修内容として位置付けることで、図書主任の負担感を軽減できるのではないかと考えています。